

統計の眼

直接支払制度への早急な取組みが期待される高齢化地域

中山間地域等直接支払制度が始まって今年は三年目になる。本制度は、WTO体制下で構造的に農産物価格が低下したり、担い手不足が深刻化する中、中山間地域から農業生産基盤が崩壊してくるのを防ぐために農家に直接支払いをするという重要な政策である。去る六月には平成一三年度(制度導入二年目)の本制度の実施状況が公表されたので、制度の受け入れの進捗状況をそれにより検討してみたい。

本制度による交付金実施を行った市町村数は、九一三市町村で、前年度に比べて三%増加した。これは、本制度の対象となる農用地を持つ市町村の九割にあたる。

協定締結面積は六三・二万haで、前年度に比べて九・一万ha(一七%)増加し、協定締結率(*)は約八割になった。特に田が六・一万ha増加したのが大きく貢献している。これにより、地目別の締結面積の内訳は、田が四〇・五%、畑が一〇・九%、草地が四六・三%となった。ちなみに、草地はほとんどが北海道に集中している。農水省が行った本制度に関する意向調査「中山間地域等直接支払制度参加農業者の意向調査」によれば、本制度を受け入れたことによって農地の耕作放棄が防止され、農業生産の意欲が維持された等、顕著な効果が見られた。

地目別協定締結面積

(単位: 千ha、%)

		平成12年度 面積(割合)	平成13年度 面積(割合)	増減 面積(率)
全 国	田	194(35.9)	256(40.5)	61(32)
	畑	56(10.3)	69(10.9)	13(24)
	草地	278(51.3)	293(46.3)	15(5)
	採草放牧地	13(2.5)	15(2.3)	1(10)
	小計	541(100.0)	632(100.0)	91(17)
北 海 道	田	11(3.7)	25(7.9)	14(134)
	畑	2(0.8)	4(1.2)	1(63)
	草地	274(95.4)	289(90.9)	15(5)
	採草放牧地	0(0.0)	0(0.0)	0(0)
	小計	287(100.0)	318(100.0)	30(11)
都 府 県	田	184(72.4)	231(73.4)	47(26)
	畑	53(21.0)	65(20.7)	12(22)
	草地	3(1.3)	4(1.2)	0(11)
	採草放牧地	13(5.2)	15(4.7)	1(10)
	小計	254(100.0)	314(100.0)	60(24)

資料 農水省「平成13年度中山間地域等直接支払制度の実施状況及び中間点検の結果について」

このように中山間地域において本制度の受け入れが伸びているのは喜ばしいことだが、本制度にはまだ課題も残されている。そのひとつは、対象農地がありながら本制度を受け入れていない市町村がまだ一割程度あることである。また、協定締結率が六〇%に満たないような都府県が一二(全体の二六%)、市町村も四八九(同二六%)あることも、本制度の趣旨からすれば残念なことである。特に、高齢化率・耕作放棄率が高い地域で取組みが遅れている傾向があり、こうした地域での早急な本制度への取組みが期待されるのである。

(須田敏彦)

(*) 平成一三年度において市町村基本方針に定められている対象面積(全国では七八・二万ha)に対する協定締結面積の割合